

重要事項説明書（通所リハビリテーションサービス） （介護予防通所リハビリテーション）

あなたに対する通所サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業所名称	医療法人社団 鼎会
主たる事務所の所在地	岐阜県郡上市八幡町中坪1-7
法人種別	医療法人
代表者名	堀谷 幸宏
電話番号	0575-65-6868

介護保険法令に基づき 岐阜県知事から指定を受けて いる事業所名称（指定番 号）	各事業所について介護保険法令に基づき岐阜県知事から 指定を受けている居宅介護サービスの種類 岐阜県 2111000929号
通所リハビリ事業所	通所リハビリテーション ひだまり 介護予防通所リハビリテーション ひだまり

2. ご利用事業所

ご利用事業所の名称	通所リハビリステーション ひだまり
指定番号	岐阜県 2111000929号
所在地	岐阜県郡上市八幡町中坪1-7
電話番号	0575-65-6808
事業単位	1単位
定員	25名

3. 事業の目的と方針

事業の目的	要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。
-------	---

（運営の方針）

- 1 指定通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。
- 2 指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4. ご利用事業所の職員体制

ご利用事業所の従業者の職種	勤務の体制
医師	常勤兼務 1 名
理学療法士	常勤 1 名 非常勤 1 名
作業療法士	非常勤 1 名
看護職員	常勤 1 名 非常勤 1 名
介護職員	常勤 3 名 非常勤 3 名
管理栄養士	常勤兼務 1 名

5. 営業時間

営業日	月、火、水、金、土（祝祭日、盆、正月休みを除く）
営業時間	9：00～17：00
サービス提供時間	9：30～15：50

6. 利用料

要支援 1	2,268円／月
要支援 2	4,228円／月
（送迎・入浴料は含まれます。）	
※別に厚生労働大臣が定める条件を満たさない場合、12月を越えての利用の場合 基本報酬より	
要支援1 120円、要支援2 240円 減算	
要介護 1	715円／回
要介護 2	850円／回
要介護 3	981円／回
要介護 4	1,137円／回
要介護 5	1,290円／回
（事業所が送迎を行わない場合、片道につき47円減算）	
食 費	900円（おやつ含む）
その他利用料	別紙参照

※利用料金は、介護保険負担割合証の、利用者負担の割合に準じます。

7. 苦情申立窓口

ご利用者ご相談窓口	ご利用時間	平日 午前9：00～午後5：00
	ご利用方法	電話 0575-65-6808
	通所リハビリテーションひだまり 担当 大坪	
郡上市健康福祉部 高齢福祉課	ご利用時間	平日 午前8：30～午後5：30
	電話	0575-67-1834
岐阜県中濃県事務所福祉課	ご利用時間	平日 午前8：30～午後5：15 （月から金まで）
	電話	0575-33-4011
国民健康保険団体連合会	ご利用時間	平日 午前8：30～午後5：15 （月から金まで）
	電話	058-275-9826

8. 緊急時の対応法

利用者の主治医又は事業者の協力機関への連絡を行い、医師の指示に従います。 また緊急連絡先に連絡いたします。		
利用者の主治医	医 療 機 関 名 主 治 医	
緊急時連絡先 第 1	氏 名 住 所 電 話	 続柄
第 2	氏 名 住 所 電 話	 続柄

9. 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、郡上市八幡町の区域とする。

10. サービスの利用に当たっての留意事項

従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときは、すみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

11. 非常災害対策

事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

- ① 消火、通報及び避難の訓練（年2回）
- ② 消防設備、施設等の点検及び整備
- ③ 従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督
- ④ その他防火管理上必要な業務

12. 苦情処理

管理者は、提供した指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

13. 事故発生時の対応

事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- ① 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき

事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

- ②事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

1 4．個人情報の保護

事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

- ① 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

1 5．虐待の防止のための措置に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- ② 虐待の防止の為の指針を整備する。
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- ⑤ 原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束する。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合は、事前に利用者及びその家族へ十分説明し同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録する。

1 6．その他運営についての留意事項

事業所は、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1カ月以内
- ② 継続研修 年1回
- ③ 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- ④ 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- ⑤ この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団 鼎会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

令和 年 月 日

ひだまりは利用者に対する通所リハビリテーションサービスの提供開始に当たり、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

サービス事業所

主たる事務所所在地	岐阜県郡上市八幡町中坪 1－7
名	称
	医療法人社団 鼎会 堀谷医院
	通所リハビリテーション ひだまり
説 明 者 氏 名	

私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、甲からサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

利 用 者	住 所
	氏 名

利用者の家族	住 所
	氏 名